

貸借対照表

ENEOSテクノマテリアル株式会社 (単位：千円) 令和07年03月31日 現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	【4,342,889】	【流動負債】	【2,542,318】
電 子 記 録 債 権	14,439	買 掛 金	668,067
売 掛 金	1,502,218	短 期 借 入 金	1,127,048
商 品	1,038,686	未 払 金	448,286
製 品	884,467	未 払 費 用	26,549
半 導 体 材 料	226,586	未 払 法 人 税 等	116,811
原 材 料	441,588	前 受 金	8,481
貯 蔵 品	121,315	預 り 金	37,801
前 渡 金	14,785	役 員 賞 与 引 当 金	10,560
前 払 費 用	38,808	賞 与 引 当 金	98,713
立 替 金	4,745		
未 収 入 金	47,247		
そ の 他 流 動 資 産	8,000		
		【固定負債】	502,329
【固定資産】	【3,818,920】	退 職 給 付 引 当 金	500,169
(有形固定資産)	(3,049,447)	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	2,160
建 築 物	502,304		
構 築 物	87,821	負 債 合 計	3,044,648
機 械 装 置	545,541		
車 両 運 搬 具	9,508		
工 具 器 具 備 品	132,419		
土 地	1,764,909		
建 設 仮 勘 定	6,941		
		純資産の部	
		【株主資本】	【5,117,162】
		資 本 金	25,000
		(資 本 剰 余 金)	(3,683,255)
		(利 益 剰 余 金)	(1,408,906)
		利 益 準 備 金	6,250
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,402,656
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,402,656
(無形固定資産計)	(33,383)		
特 許 権	4,868		
ソ フ ト ウェ ア	28,514		
(投資等計)	(736,090)		
投 資 有 価 証 券	478,288		
差 入 保 証 金	24,839		
長 期 前 払 費 用	1,056		
繰 延 税 金 資 産	220,962		
そ の 他 投 資	10,943		
		【純資産合計】	【5,117,162】
【資産合計】	【8,161,810】	【負債・純資産合計】	【8,161,810】

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① たな卸資産の評価基準および評価方法

製品	月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は時価による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
商品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は時価による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
半製品	総平均法による原価法を採用しております。
原材料・貯蔵品	移動平均法による原価法を採用しております。

② 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式・関連会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
--------------	-----------------------

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定額法を採用しております。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
② 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
③ 長期前払費用	均等償却によっております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
③ 賞与引当金	従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額の100%を計上しております。 ただし、E N E O S 株式会社よりの出向者については、退職給付費用の当期における当社負担額をE N E O S 株式会社へ支払っておりますので、退職給付引当金は設定しておりません。
⑤ 役員退職慰労引当金	役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、取締役退職慰労金支給基準に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用	E N E O S ホールディングス株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。
---------------	---

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	40,000株
------	---------

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2024年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

ア. 配当金の総額	105,463,600 円
イ. 配当の原資	利益剰余金
ウ. 1株当たり配当額	2,636 円 59 銭
エ. 基準日	2024年3月31日
オ. 効力発生日	2024年6月27日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年6月27日(予定)の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

ア. 配当金の総額	178,054,400 円
イ. 配当の原資	利益剰余金
ウ. 1株当たり配当額	4,451 円 36 銭
エ. 基準日	2025年3月31日
オ. 効力発生日	2025年6月27日

3. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(1) ENEOS SH合同会社との吸収分割

①取引の概要

ア. 対象となった事業の内容

Jリーフ株式会社に係る株式管理事業

イ. 企業結合日 2024年4月1日

ウ. 企業結合の法的形式

ENEOS SH合同会社を承継会社とし、当社を分割会社とする吸収分割

エ. その他取引の概要に関する事項

当社が保有する資産・負債・契約上の地位・その他の権利義務のうち、Jリーフ株式会社に係る株式管理事業に関するものについて、ENEOS SH合同会社へ承継することを目的としています。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

4. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。